




2022年10月 育児介護休業法 改正

～出生時育児休業(産後パパ育休)、育休の分割取得について～

育児休業法は2022年4月に改正がありましたが、引き続き10月にも改正があります。今回のあおぞらレターでは、10月の法律改正の内容である、出生時育児休業(産後パパ育休)と育児休業の分割取得について、ご案内いたします。

1. 出生時育児休業(産後パパ育休)の創設

出生時育児休業(産後パパ育休)は、子の出生後8週間に4週間まで、休業できる次のような仕組みです。産後パパ育休は従前からある育児休業制度とは別に取得できる制度で、新たに創設されました。

 <p>対象労働者</p>	<p>原則、全労働者 ※養子等の場合は女性も対象 ただし、次の者は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日々雇用される者 ②産後休業中の者 ③有期雇用労働者は申出時点で、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに労働契約が終了することが明らかな者 <p>【労使協定を締結することにより対象外にできる労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入社1年未満の労働者 ②申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
<p>休業期間</p>	<p>子の出生後8週間以内に 4週間(28日)以内</p>
<p>休業中の就業</p>	<p>労使協定を締結した場合は、最大休業の半分の期間まで就業することが可能</p>
<p>回数</p>	<p>分割して2回まで ※2回分まとめて最初に申し出ることが必要</p>

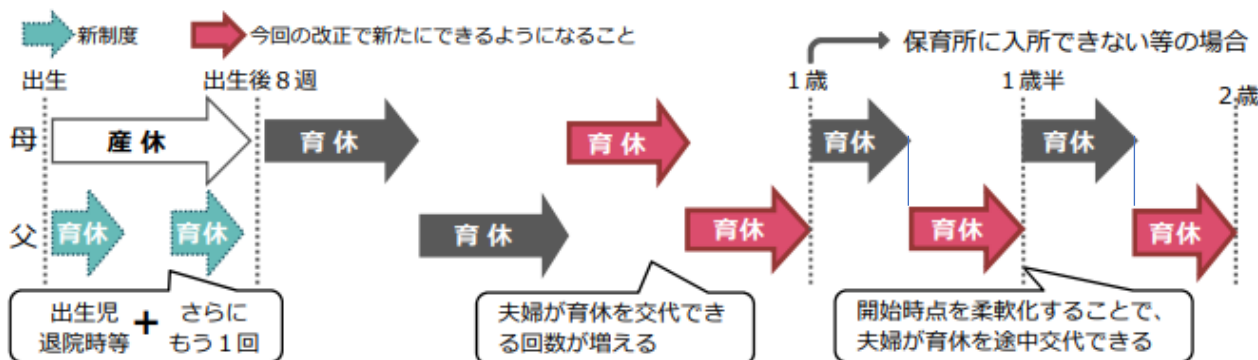
2. 育児休業の分割取得の可能

1歳までの育児休業は、分割して2回取得が可能になります。1歳までの育児休業を2回に分けて取得するときは、産後パパ育休とは異なり、申出時に2回分の休業を申し出る必要はありません。また、1歳から1歳6ヶ月と1歳6ヶ月から2歳の各期間の休業は、従来通り、原則1回に限り取得することができます。

3. 育児休業の分割取得の例

2歳までの育児休業の中で、分割取得を有効に活用した例をご紹介します。

- 1歳までの育児休業は父母ともに分割して2回に分けて取得が可能になります。
- 1歳以降の育児休業は父母1回ずつ取得可能です。また、1歳時点、1歳6ヶ月時点で休業していなくても、配偶者と交代で取得する場合、休業期間が連続又は重複していれば休業可能となりました。



詳しくはこちらをご覧ください⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>